

損失補償債務等評価基準（告示案）及び留意事項（案）の概要

平成 20 年 3 月 19 日

第 1 損失補償債務等の評価の区分について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 4 号へに規定する設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）第 1 2 条第 5 号に定める地方公共団体の損失補償債務又は同条第 1 号から第 4 号に掲げる保証以外の保証に係る債務の一般会計等負担見込額（以下「損失補償債務等負担見込額」という。）は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。
 - 一 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償
 - イ 民間金融機関等からの貸付等に係る損失補償
 - ロ 国の政策金融機関の超長期貸付に係る損失補償
 - 二 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償
 - イ 信用保証協会等公的保証機関の保証債務に係る損失補償
 - ロ 制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償
 - 三 その他の形態の損失補償、債務保証

【留意事項】

- 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償とは、地方公共団体が出資している会社法人又は出捐している財団法人等の民法法人を想定しているが、損失補償のみを行っている法人に対するものも含まれるものであること。
- 「公的信用保証、制度融資等に係る損失補償」については、条例、契約、要綱等の定めにより、公的信用保証又は制度融資が、一定の条件を充たす不特定多数を対象として行われるものを対象とするものであること。
- その他の形態の損失補償、債務保証は、一及び二に該当しない損失補償（金銭消費貸借契約に係る損失以外の損失を補償するもの等）や個人に対する債務保証を対象とするものであること。

第2 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1 地方公共団体の法人への財政的援助として金融機関等からの借入れに対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。

(1) 標準評価方式

- ① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法）
- ② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）
- ③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 個別評価方式

- ① 資産債務個別評価方式
- ② 経営計画個別評価方式
- ③ 損失補償付債務償還費補助評価方式

2 標準評価方式は、地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資（以下「損失補償付債務」という。）を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している借入金等の額に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

A 正常償還見込債務（10%以上）

- 当該法人の収益（地方公共団体からの補助金等を除く。）で、損失補償付債務を償還できる見込みの債務

B 地方団体要関与債務（30%以上）

- 経常損益が赤字であるなど財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に低率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

C 地方団体要支援債務（50%以上）

- 繰越欠損金を持つなど財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加

支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務

- 損失補償付債務の償還に、1 / 2 程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

D 地方団体実質管理債務（70%以上）

- 経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に、70%程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

E 地方団体実質負担債務（90%以上）

- 実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

【留意事項】

- 上記の区分は、損失補償付債務の評価は、金融庁の金融検査マニュアルにおける債務者区分と債権分類の考え方に加えて、債務超過額の損失補償付債務に対する割合も勘案して、損失補償付債務の額に対する損失補償が実行される割合の見込みを算出し、損失補償付債務にこの割合を乗じることで、損失補償債務等負担見込額を算出しようとするものであり、いわば、この区分は、地方公共団体が当該損失補償付債務に対し、どの程度の関与を要するかとの観点から状況を表示しているものであること。
- 正常償還見込債務は、正常先に分類される債務者区分にほぼ相当するが、次のような理由から、正常償還見込債務の損失補償であっても、10%以上とすることとしていること。
 - ① 貸付金に金融機関が損失補償を付すことを求めていることから考えて、一定の信用リスクがあると考えべきであること。
 - ② 正常先への引当率は金融機関において極めて低いことは事実であるが、BIS規制において、標準的手法では民間事業者へのリスク・ウェイトは100%とされ、これに対して8%以上の自己資本を求めていることとは、ほぼ均衡が

とれた数値となっていると考えられること。

- ③ 「債務調整等に関する調査研究会」の中間まとめでも、損失補償についての規律の強化やその信用リスクを厳しく評価する観点から、損失補償契約の内容に応じて損失補償債務残高の一定割合を将来負担額に算入することを原則とすべきとされていること。
- なお、債務者区分において実質破綻先又は破綻先とされている場合においても、資産があり債務超過額が損失補償付債務の額に及ばない場合、他の信用補完措置が優先される場合等も考慮し、このような場合においても100%とはせず、90%以上としていること。

3 標準評価方式のうち対象となる法人の公表された財務諸表等から損失補償付債務の区分を評価しようとする財務諸表評価方式は、法人を次の三つに区分し、

- (1) 純粋民間企業とほぼ同様の事業を行っている法人（以下「一般法人」という。）、
- (2) 料金収入等を営業収益として長期の収支相償を前提とし、地方公営企業に準ずる第三セクターとして地方公共団体が1/2以上を出資している法人（以下「インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター」という。）、
- (3) 地方住宅供給公社又は不動産販売を主たる業務とする地方公共団体が1/2以上を出資する第三セクター（以下「不動産取引型第三セクター」という。）」

(1)の一般法人には、別紙1-1の基準を、(2)のインフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターには別紙1-2の基準を、(3)の不動産取引型第三セクターには、別紙1-3の基準を適用して、当該年度の前年度の財務諸表から、貸借対照表上の純資産等の状況、損益計算書上の経常損益の状況等に応じて、損失補償付債務を区分し、当該該当する損失補償付債務区分に対応した算入率以上の率を損失補償付債務に乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

- ② なお、当該年度の前年度の法人の経営に災害等の特別の事情があり、当該年度の経常損益を用いることが適当でないと考えられるときは、当該年度の前前年度の経常損益又は当該年度の前年度前三年度の三カ年平均の経常損益その他の過去の財

務諸表等に基づく適当な方法により、経常損益を算出することができものとする。

③ それぞれの契約上、損失補償債務よりも優先して実行されることが明らかな物上担保等の信用補完措置が損失補償付債務にある時は、その信用補完措置で弁済される額を、損失補償付債務の額から控除した額に、算入率以上の率を乗ずるものとする。なお、信用補完措置が物上担保である場合の担保の額については、規則第4条第2項第2号から第7号までに定める方法のいずれかにより算定すること。

④ 一般法人、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター、不動産取引型第三セクターの定義は、次に定めるところによる。

(1) 一般法人は、(2)及び(3)以外の会社法法人、民法法人、社会福祉法人その他の法人のうち当該法人の債務について地方公共団体が損失補償を付しているものとする。

(2) インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターは、鉄軌道事業、上下水道事業、工業用水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理を行う法人で、地方公共団体が1/2以上を出資している法人とする。

(3) 不動産取引型第三セクターは、地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の譲渡を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の譲渡を主たる業務とする法人で地方公共団体が1/2以上を出資するもの及び民法法人である農地保有合理化法人で地方公共団体が出捐しているものとする。不動産取引型第三セクターの基準は、林業公社の財務諸表に必要な修正を行った上で、林業公社に準用する。

【留意事項】

○ 損失補償付債務の区分については、原則として、次のような考え方に基づいて、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3のとおり、設定しているものであること。

1 法人の区分

(1) 法人を、上記のとおり区分した上で、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターには経常損益の中でも減価償却前利益を重視した別紙1-2の基準を、不動産取引型第三セクターには純資産の状況を重視した別紙1-3の基準を、民間

企業とほぼ同様の事業を行っている一般法人には経常損益を重視した別紙1-1の基準を、適用すること。

(2) インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターのうち、港湾事業を行う法人で、宅地造成事業を附帯事業として実施しているものについては、公営企業における区分と同様、港湾事業として評価すること。

(3) 地方住宅供給公社が不動産取引型第三セクターに該当するかどうか（住宅又は宅地の譲渡を主たる業務とするものであるかどうか）の判定については、実態に応じ、地方公共団体において判断するものであること。

ただし、地方住宅供給公社法の目的等も踏まえ、不動産取引型法人ではなく、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターと取扱うことができるのは、当該年度の前数年度間の経常収益の1/2以上が賃貸で得られている場合であって保有する資産の1/2以上が譲渡を予定していない場合、一般法人として扱うことができる場合は、当該年度の前数年度間の経常収益の1/2以上が賃貸及び公営住宅の管理等で得られている場合であって保有する資産の1/2以上が譲渡を予定していない場合等に、原則として、限られるものであること。

(4) いわゆる林業公社は、不動産販売を主たる業務とするものではないが、純資産の状況を重視して判断することが適当と考えられるので、第3に定めるところにより補正を行った上で、別紙1-3によるものとする。

2 3区分を通じた基準設定の考え方

○ 資産超過でかつ、直近経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、A正常償還見込債務としていること。

3 一般法人に係る別紙1-1の区分ごとの基準設定の考え方

(1) 債務超過であるが、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、経常利益の2年分程度の債務超過の解消後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下に区分することとしていること。

(2) 債務超過でかつ、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の3年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対す

る債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下に区分していること。

- (3) 資産超過で、経常損益が赤字の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合においても10年後までに債務超過とならない見込みの法人に対する損失補償付債務はA正常償還見込債務とし、5年後から10年後までに債務超過となる見込みの法人に対する損失補償付債務は、B地方団体要関与債務と区分していること。

※ 5年後債務超過又は10年後債務超過額は、次の算式により算定した純資産額がマイナスになるかどうかで判定すること。

$$5 \text{ (又は 10) 年後純資産額} = \text{純資産額} - \text{経常赤字} \times 5 \text{ (又は 10)}$$

- (4) 資産超過の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合において5年後までに債務超過となることが見込まれる法人については、5年後損失補償付債務残存見込額と5年後の債務超過額見込額、当該年度の前年度の経常損益に応じ、別紙1-1のとおりと区分することとしていること。

※ 減価償却前で利益がある場合の5年後損失補償付債務残存見込額は、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{array}{l} 5 \text{ 年後損失} \\ \text{補償付債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} 5 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} \times \frac{\text{損失補償付債務額}}{\text{要償還債務額}}$$

$$\begin{array}{l} 5 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{減価} \\ \text{償却前} \\ \text{利益} \end{array} \times 5$$

注) 減価償却前損失の場合は、要償還債務に5年分を加える。

※ 5年後債務超過額は、次の算式により算出すること。

$$5 \text{ 年後債務超過額} = \text{経常赤字} \times 5 - \text{純資産額}$$

4 インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターに係る別紙1-2の区分ごとの基準設定の考え方

- (1) 債務超過であるが、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、経常利益の3年分程度の債務超過の解消後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下と区分していること。
- (2) 債務超過でかつ、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の5年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下と区分していること。
- (3) 資産超過で、かつ、直近の経常損益は赤字であるが、減価償却前利益がある法人で、債務超過となる前に要償還債務の償還が可能な法人の損失補償付債務は、A正常償還見込債務と区分することとしていること。

※ 債務超過前の要償還債務の償還可能性については、次に該当する場合は、償還可能と判定すること。

$$\frac{\text{要償還債務}}{\text{減価償却前利益}} \leq \frac{\text{要償還債務償還完了年数}}{\text{純資産}} \leq \frac{\text{純資産}}{\text{経常赤字}} \leq \frac{\text{純資産の債務超過までの年数}}{\text{経常赤字}}$$

- (4) 資産超過の法人のうち、債務超過となる前に、要償還債務の償還を終えることのできない法人（(3)に該当しない減価償却前黒字法人及び減価償却前赤字法人）のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合においても10年後までに債務超過とならない見込みの法人に対する損失補償付債務は、B地方団体要関与債務と区分していること。

※ 10年後債務超過額は、次の算式により算定した純資産額がマイナスになるかどうかで判定すること。

$$10\text{年後純資産額} = \text{純資産額} - \text{経常赤字} \times 10$$

- (5) 資産超過の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合において10年後までに債務超過となることが見込まれる法人については、10年後損失

補償付債務残存見込額と10年後の債務超過額見込額、当該年度の前年度の経常損益に応じ、別紙1-2のとおり区分していること。

※ 減価償却前で利益がある場合の10年後損失補償付債務残存見込額は、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{array}{l} 10 \text{ 年後損失} \\ \text{補償付債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} 10 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} \times \frac{\text{損失補償付債務額}}{\text{要償還債務額}}$$

$$\begin{array}{l} 10 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{要償還債務} \\ - \text{減価償却前} \\ \text{利益} \end{array} \times 10$$

注) 減価償却前損失の場合は、要償還債務に10年分を加える。

※ 10年後債務超過額は、次の算式により算出すること。

$$10 \text{ 年後債務超過額} = \text{経常赤字} \times 10 - \text{純資産額}$$

5 不動産取引型第三セクターに係る別紙1-3の区分ごとの基準設定の考え方

- (1) 債務超過ではあるが、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、当該年度の経常利益が継続することによる債務超過額の縮小傾向を見込むことはしないこととし、当該年度の前年度末の損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下に区分していること。
- (2) 債務超過でかつ、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の1年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、B地方団体要関与債務以下と区分していること。

4 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次の条件を充たしたものを採用すること。

(1) 当該財務諸表については、監査法人又は公認会計士の監査を経たもの、当該団体の監査委員によって必要な監査が行われているものその他財務諸表が当該法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることが確認されているものであること。

(2) 経常損益の計算にあたっては、損益計算書上、当該法人の経営支援や元利償還金の一部を助成する等の地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても、当該価格の水準等から実質的に補助金等と同等の効果をもつと考えられるものを含む。）を経常収益に計上していないことを確認すること。計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益から当該財政援助額を控除した経常損益を算出して適用すること。

なお、この場合において、次のようなものは、地方公共団体からの補助金等の財政援助に該当しないものであること。

① 個別の政策的料金減免に対する補助金、負担金で本来料金収入となるべきもの（民間法人にも支給されている敬老乗車証に係る料金相当額、低所得者に対する特例的家賃減免等であって、本来の料金からの減免分であることが明確なものに限り、料金全体を下げるための一般的な高料金対策としての補助金等は含まない。）

② 民間法人にも同様の条件で支出される保育料、医療費に関する補助金、介護保険給付費等

③ 公益法人が地方公共団体の補助金等交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付することが予定されているもの（なお、これらの補助金が年度末までに交付されない部分があるときは、公益法人会計基準上預かり補助金等として、負債の部に計上されることとされている。）

(3) 純資産又は債務超過額の計算上、損失補償を付している出資地方公共団体の貸付金は、当該地方公共団体において、貸付金の財源が一般財源等である場合及び地方債を財源としている場合において将来負担比率の算定上法人からの償還金を特定財源として控除していない場合には、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産又は債務超過額を算出して適用することができること。

(4) 不動産の取引を主たる業務とする法人の純資産又は債務超過額の計算は、販売用不動産等の強制評価減について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて処理され、作成された財務諸表によることが原則であるが、そうでない場合には、販売用土地について規則第4条第1項の規定に準じた低価法による評価、未売出土地について規則第9条第2号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産又は債務超過額に必要な調整を加えて、適用すること。

なお、平成19年度決算に基づく指標の公表に係る算定に限り、不動産の取引を主たる業務とする法人で販売用不動産等の強制評価減について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて財務諸表が作成されていないものについて、指標の公表までに、保有する全ての土地についての前項の評価を行うことができない法人については、評価を終えることができなかった土地の価額について評価を修正する前の財務諸表に基づき、区分を評価をすることができるものとするを予定していること。ただし、区分は、最高でもC地方団体要支援債務以下の判定とすること。

(5) 公益法人会計基準によって会計を行っている民法法人については、公益法人会計基準（「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）による改正後の公益法人会計基準をいう。以下同じ）に基づき、経常損益は正味財産増減計算書の当期経常増減額に、純資産又は債務超過額は貸借対照表の正味財産合計によることを原則とすること。

なお、平成19年度決算に基づく指標の公表に係る算定においては、対象となる民法法人が「公益法人会計基準の改正等について」による改正前の公益法人会計基準（以下「旧公益法人会計基準」という。）に基づいて財務諸表を作成していることにやむをえないと考えられる事情がある場合には、経常損益は当期正味財産増減額、純資産又は債務超過額は貸借対照表の正味財産によること。

なお、経常損益の計算上控除すべき地方公共団体の補助金等の財政援助を、一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合（「旧公益法人会計基準」に基づく財務諸表においては当期収支差額計算上、収支計算書の収入の部に計上している場合）には、経常損益の計算上、当該財政援助額を控除した額を算出して適用すること。

また、不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産又は債務超過については、販売用不動産等の強制評価減が、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に基づいて処理され、作成された財務諸表作成されたものである場合はそれによることとし、そうでない場合には、販売用土地について規則第4条第1項

の規定に準じた低価法による評価、未売出土地については、規則第9条第2号Eの例に準じた評価を行って、財務諸表を修正して適用すること。

(6) その他の会計基準によることとされている法人にあつては、社会福祉法人会計基準によって会計を行っている社会福祉法人においては、経常損益は事業活動収支計算書の経常収支、純資産及び債務超過の判定は貸借対照表の純資産の部合計で判定する等、それぞれの会計基準に基づく経常損益、純資産等に相当するものによって判断するものとする。

(7) 法人の財務会計年度が地方公共団体と異なる場合においては、原則として、半期報告書や四半期報告書等によって、地方公共団体の当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の当該年度の前年度末の純資産又は債務超過額を算出して、適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむをえない事情がある場合には、地方公共団体の当該年度の前年度末までに終了した直近の年度の財務諸表によることができる。

(8) 法人の財務会計年度が1年に満たない場合の適用については、経常損益を1年間の経常損益に置き換えて、適用すること。

【留意事項】

- 財務諸表等について、監査法人又は公認会計士の監査を得ることが困難な地方の法人等のケースにおいて、これら以外でも、当面は、対象となる財務諸表をある程度広く認めることが必要と認められるため、通知等で財務諸表の適正性を担保するための内容及び手続きに係る技術的助言を行うことを予定していること。
- 経常損益の計算上、料金収入となるべき補助金、負担金等として経常収益に計上できるものは、敬老乗車証に係る料金相当額、低所得者に対する特例的家賃減免額等であつて、本来の料金からの減免分であることが明確なものに限定すべきであり、料金全体を下げるような一般的な高料金対策としての補助金等は、含まれないものであること。
- 損失補償を付している出資地方公共団体の貸付金は、貸付金の財源が一般財源等である場合又は地方債を財源としている場合において将来負担比率の算定上法人からの償還金を特定財源として控除していない場合においては、当該貸付金を自己

資本として、算定することができることとしているが、これは、地方公共団体の貸付金は損失補償債務よりもその償還は劣後すると考えられること、既に支出済みであるもの等は、既に、将来負担比率に算入されていると考えられることによるものであること。

- 平成 19 年度決算に基づく指標の公表に係る算定においては、法人の財務会計年度が地方公共団体と異なる法人の損失補償債務等負担見込額は、原則として、地方公共団体の当該年度の前年度末までに終了した直近の年度の財務諸表によることとして差し支えないこと。

5 標準評価方式による区分を行う場合において、売上げが継続して減少している等、特に考慮すべき事情がある法人については、算入率を一定程度、高めることを検討するものとする。

6 3の財務諸表等による標準評価方式に基づく損失補償債務の区分は、次のような法人の事情があるときは、それぞれ、次の方法によることができる。ただし、法人の経営実態等からこれらの方法によることが不相当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

- (1) 当該法人が営業開始準備中であるとき A 正常償還見込債務
- (2) 当該法人が営業開始から3年以内であるとき A 正常償還見込債務
- (3) 当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているとき A 正常償還見込債務

【留意事項】

- 当該法人が営業開始準備中であるとき、当該法人が営業開始から3年以内であるとき、当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているときについて、A 正常償還見込債務としてよいこととしているが、これは、金融庁の金融検査マニュアルにおいて、「創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者

をいう。」としていることを踏まえたものであること。

7 標準評価方式のうち対象となる法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式で損失補償付債務の区分を評価しようとする場合においては、別紙2の区分に応じて、該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

【留意事項】

- 損失補償付債務の償還の相当部分を、実質的に、地方公共団体からの財政的支援に基づいて行っている場合には、損失補償付債務の元利償還に対する地方公共団体からの財政的支援に応じて、損失補償債務等負担見込額を算定するものとする。

8 標準評価方式のうち、財務諸表等による評価方式と、対象となる法人の経済的取引や出資地方公共団体等の支援等の事象から判定する評価方式で損失補償付債務の区分が異なる場合は、原則として、より低い区分によるものとする。

双方を勘案した結果、さらにより低い区分に分類することが適当と考えられるときは、さらに低い区分とする。

【留意事項】

- 損失補償付債務の償還の相当部分を、実質的に、地方公共団体からの財政的支援に基づいて行っている場合において、当該年度の財政的支援が臨時的なもの、一時的なものであることが明確であり、当該支援後の財務諸表等評価方式によることに合理的な理由がある場合には、財務諸表等評価方式による場合が高い評価になったとしても、それによることができるものであること。

9 当該法人が地方公共団体から損失補償及び出資、貸付金を除き、補助金又はこれに類する財政的支援を受けていない場合において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付（発行体格付）を取得している場合には、当該格付に基づき、損失補償付債務の区分を評価することができる。この場合に

において、区分の評価は、当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合においては別紙3の区分によるものとし、考慮すべき特段の事情があるときは、別紙3の区分を当該考慮すべき特段の事情に応じて調整して適用するものとする。

【留意事項】

- 適格格付機関については、金融庁告示に基づき、見直しを行っていくことになるものであること。

10 当該法人が地方公共団体から損失補償及び出資、貸付金を除き、補助金又はこれに類する財政的支援を受けていない場合において、次に定めるものから9の格付以外の依頼格付等を取得している場合には、当該格付に基づき、損失補償付債務の区分を評価することができる。この場合において、区分の評価は、当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合においては別紙4の区分によるものとし、考慮すべき特段の事情があるときは、別紙4の区分を当該考慮すべき特段の事情に応じて調整して適用するものとする。

- (1) 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本SME格付け
- (3) 株式会社日本格付研究所 取引先財務力評価サービス

【留意事項】

- 対象格付については、今後とも、状況に応じ、総務省において、見直しを行っていくことを予定していること。

11 個別評価方式によることが適当と考えられる場合については、地方公共団体は、当該年度の前年度末時点での時価評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度末におけるゴーイング・コンサーンを前提とした将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前三年度の補助実績等企業債に係る将来負担額の算定方法に準じて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方法により、損失補償債務等負担見込額を算定することができる。ただし、10%を下回る損失補償債務等負担見込額とすることはできない。

- ② 資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式を選択する場合には、原則として、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与や、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等、適当と考えられる方法により、評価の適正を期すよう努めるものとする。

【留意事項】

- 第三セクター等の改革に関しては、「債務調整等に関する調査研究会」の報告（「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日））を踏まえ、総務省において、新たにガイドライン等を策定し、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等については、その存廃を含めた改革を進めるため、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請することを予定していること。
- このような観点から累積債務等により経営が著しく悪化している第三セクターの損失補償付債務の評価に関し、標準評価方式に基づく基礎的な評価を踏まえつつ、個別評価方式による算定を行った上での、経営改革を検討すること。

12 個別評価方式のうち、資産債務個別評価方式は、当該年度の前年度末における当該法人の債務の総額から法人の所有する財産の時価を控除した額と、損失補償付債務の額のいずれか少ない額として算定するものとする。ただし、損失補償付債務の額の10%を下回ることはいできない。この場合において、資産の価額の算定については、次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 法人の保有する土地の価額については、規則第4条第1項に定める方法により算定するものとする。

(2) 地上権（借地借家法（平成三年法律第九十号）に規定する借地権又は民法第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）の地上権に該当するものを除く。以下同じ。）の価額、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、

定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税の例による等、適切な評価を行うこと。

(3) 棚卸資産の価額については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日 企業会計基準委員会）に沿う等、適切な評価を行うこと。

(4) 他の信用リスク補完手段との関係や損失補償契約の評価等についても、合わせて適切に評価すること。

【留意事項】

- 立木の評価については、相続税法の例に準じ、「当該立木の当該年度の前年度末における時価に百分の八十五の割合を乗じて算出した金額による。」こととしているが、林業公社の分収林の価額等において、他の合理的な手法がある場合には、それによることを妨げないものであること。

13 個別評価方式のうち、経営計画個別評価方式は、当該法人が地方公営企業に準ずる第三セクターである場合において、次の方法により算定するものとする。

(1) 規則第6条（解消可能資金不足額）第2号の例に準じて算定した第2号Dに定める期間が経過した後の負債の額及び第2号Dに定める期間内における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。

(2) 規則第6条（解消可能資金不足額）第4号の例に準じて作成した計画の計画期間中における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額から当該年度の前年度末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。

【留意事項】

- 地方公営企業と同様の事業を行う地方公営企業に準ずる第三セクターについては、地方公営企業と同様の形での将来負担額の算定を可能とすることとしているものであり、地方公営企業の地方債に係る一般会計等負担額の算定方法と同様の方法で算定すること。

14 個別評価方式のうち、損失補償付債務償還費補助評価方式は、当該法人が行う事業が地方公営企業に相当する事業であって、実質的に、損失補償付債務等の償還の全部又は一部を損失補償を付与した団体からの補助金等により返済している法人において、当該法人の損失補償付債務について、規則第9条の規定に基づく「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」の算定方法に準じて算定した額とする。

【留意事項】

- 地方公共団体からの補助金（委託費等で実質的に当該団体への支援となっていると考えられるものを含む。）、貸付金によって、損失補償付債務を償還している場合には、当該年度の元利償還金のうち補助金、貸付金等が充当された額の割合を損失補償付債務の残高に乗じて得た額とすることもできることとしていること。

15 複数の地方公共団体が損失補償を行っている法人についての損失補償債務等負担見込額の算定に当たっては、関係団体間で協議を行い、統一した手法で算定することとするとともに、あるべき損失補償債務等負担見込額の総額が適切に関係団体間で将来負担比率に分担計上されるようにすること。

- ② 財務諸表評価方式による場合には、原則として、全ての損失補償を一つの地方公共団体が行っていると仮定した上で、全体の損失補償債務等負担見込額を算出した上で、損失補償残高の割合に応じて按分する等により、関係団体の将来負担額に所要額を算入すること。
- ③ 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）による場合においては、それぞれの団体の損失補償付債務の元利償還金に対する支援の割合に応じて算定する方法によることもできるものであること。
- ③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法や個別評価方式の適用については、関係団体間で十分に協議を行って、実施すること。

【留意事項】

- 損失補償を行っている関係団体間で、早期に、算定方法等について協議を開始することが望ましいこと。

第3 林業会社に対する超長期貸付に関する損失補償債務等負担見込額の算定方法の特例

- 1 農林漁業金融公庫等金融機関から超長期資金の貸付を受けた林業会社の設立団体である地方公共団体の損失補償債務等負担見込額の算定については、財務諸表に林業会社の特色を加味した補正を行った上で財務諸表評価方式を適用する修正財務諸表評価方式又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。
- 2 修正財務諸表評価方式においては、林業会社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。
 - (1) 森林勘定における分収林の価額については、固定資産として投下費用から補助金等損金対象額を差し引いてその累積を簿価として計上しているが、これに森林勘定の含み損益として、将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。
 - (2) 前項の正味販売価格は、当該年度の前年度末の木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材販売収入に補助金を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り戻したものとする。この場合において、割り戻し率は、財政融資資金や政府金融機関貸付金利を参照するものとし、割り戻し年数は平均伐期齢と平均林齢との差とすること。
 - (3) 経常損益を計算する正味財産増減計算書上、森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金の利息を営業外費用と認識すること。
 - (4) 純資産（自己資本）の算出に当たって、設立団体からの借入金及び未払い利息を負債ではなく、純資産に区分することができる。
- 3 損失補償付債務償還費補助評価方式を採用する場合において、次のような経済的取引や出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとすること。
 - (1) 損失補償付の農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金又は他の地方公共団体からの貸付金の償還にあたって、その財源として、設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合には、当該償還金に充てている補助金又は貸付金の割合を農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金

の残高に乗じて得た額を、損失補償債務等負担見込額とすること。

(2) なお、損失補償を行っている設立団体からの特定調停等の申し立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象とはみなさない。

【留意事項】

- 林業公社については、長期の事業を行っていること等を勘案しつつ、適正な純資産又は債務超過額の算定を行う必要があること等から、上記の算定方法によることとしていること。なお、林業公社の損失補償付債務の元利償還を、地方公共団体の補助金、貸付金等を財源として行っているときは、その割合に応じて、損失補償債務等負担見込額とするものとする。

第4 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

- 1 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の保証債務に係る損失補償債務等負担見込額は、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該公的保証機関に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。
- 2 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法を採用することは地方公共団体の判断で、適用しても構わない。
ただし、セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した場合においては、その手法からより簡素な手法に戻ることは、原則として、できないものとする。
- 3 金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において金融機関等が行う融資に伴う損失の損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該金融機関等に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。
- 4 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精

緻化を図る手法を採用することは妨げないが、精緻化した手法からより簡素な手法に戻ることは、原則として、できないものとする。

【留意事項】

- 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償については、最低10%の将来負担額算入は適用しないものであること。
- セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した後に、より簡素な手法に戻ることは、各年度の数値の出方によって変更するようなことを容認しかねないことや、数値の安定性の観点から原則として、できないものとしているが、合理的な理由がある場合には可能であること。

第5 その他の形態の損失補償、債務保証

- その他の形態の損失補償、債務保証に係る損失補償債務等負担見込額については、当該地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は債務保証した債務の額の10%を下回ることはできない。

【留意事項】

- その他の形態の損失補償、債務保証は、金銭消費貸借契約に係る損失以外の損失を補償するもの、個人に対する債務保証等を広く対象とするものであり、地方公共団体において、最低10%を将来負担額に算入すれば、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定すること。

第6 評価結果の適切な開示等について

- 関係法令の規定も踏まえ、個々の法人に対する評価結果の公表については、法令、当該団体の条例等に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意すること。

【留意事項】

- 評価結果の公表等に伴い無用の混乱を生じることのないよう、開示に当たっては、
B 要団体関与債務（仮称）以下と判定される場合等金融機関等の関係者の理解を
求めることが必要と考えられる場合には、併せて、地方公共団体としての支援姿勢
を示すことを検討するなど、適切に対処すること。

以上

別紙1-1 財務諸表等から判定する方法(一般法人)

		損益計算書上の経常損益											
		経常損益が黒字				経常損益が赤字							
		債務超過 額の1/3程 度	債務超過 額の1/3~ 1/5程度	債務超過 額の1/5~ 1/10程度	債務超過 額の1/10 以下	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合							
						1/20未満	1/10~ 1/20	1/5~1/10	1/2~1/5	1/2以上			
貸借対照表上の純資産等	資産超過	10年後資産超過		A					A				
		5年後資産超過 10年後債務超過							B				
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/4以下		A					B	B	B	B	C
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/4~1/2							B	B	B	C	D
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/2~3/4							B	B	B	C	D
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の3/4~1/1							B	B	C	D	E
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務以上							B	B	C	D	E
		債務超過 額の1/3以 上	債務超過 額の1/3~ 1/5						債務超過 額の1/5~ 1/10	債務超過 額の1/10	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合		
						1/20未満	1/10~ 1/20	1/5~1/10	1/2~1/5	1/2以上			
貸借対照表上の純資産等	債務超過	債務超過額が損失補償付債務の1/4以下		B	B	B	B	B	C	D	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務の1/4~1/2		B	B	B	B	C	D	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務の1/2~3/4		B	B	B	C	D	E	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務の3/4~1/1		B	B	C	D	E					
		債務超過額が損失補償付債務以上		B	C	D	E	E					

別紙1-2 財務諸表等から判定する方法(インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター)

		損益計算書上の経常損益										
		経常損益が黒字				経常損益が赤字						
						経常赤字の損失補償付債務額に対する割合						
						債務超過 前 要償還 債務償還 可能法人	1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～ 1/10	1/2～1/5	1/2以上	
貸借対照表上の純資産等	資産超過	10年後資産超過	A				A	B				
		10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/4以下						B	B	B	B	C
		10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/4～1/2						B	B	B	C	D
		10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の1/2～3/4						B	B	C	D	E
		10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務の3/4～1/1						B	C	D	E	E
		10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちらか低い額が損失補償付債務以上						B	C	D	E	E
	債務超過		債務超過額に対する黒字額の割合				減価償却 前黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
			1/3以上	1/3～1/5	1/5～ 1/10	1/10以下		1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～ 1/10	1/2～1/5	1/2以上
		債務超過額が損失補償付債務の1/4以下	B	B	B	B	B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の1/4～1/2	B	B	B	B	C	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の1/2～3/4	B	B	B	C	C	D	E	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の3/4～1/1	B	B	C	D	D	E				
	債務超過額が損失補償付債務以上	B	C	D	D	D	E					

別紙1-3 財務諸表等から判定する方法（不動産取引型法人、林業公社）

		損益計算書上の経常損益						
		経常損益が黒字	経常損益が赤字					
			経常赤字の損失補償付債務額に対する割合					
			1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～1/10	1/2～1/5	1/2以上	
貸借対照表上の純資産等	資産超過	A	A	A	B	C	D	
	債務超過	直近経常損益が黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合					
			1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～1/10	1/2～1/5	1/2以上	
		債務超過額が損失補償付債務の1/4以下	B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の1/4～1/2	C	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の1/2～3/4	D	D	E	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の3/4～1/1	E	E				
債務超過額が損失補償付債務以上	E	E						

別紙2 法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。
B 地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
C 地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
D 地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
E 地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、生産、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。

別紙3 適格格付会社の依頼格付

	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス	フィッチレーティングスリミテッド
A 正常償還見込債務	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B 地方団体要関与債務	B	B	B	B	B
C 地方団体要支援債務	B、CCC	B、CCC	B、Caa	B、CCC以上	B、CCC
D 地方団体実質管理債務	CCC、CC	CCC、CC	Caa,Ca	CCC、CC	CCC,CC
E 地方団体実質負担債務	CC、C以上	CC、C、びD以上	Ca,C	CC、C、D	CC、C、D

別紙4 適格格付会社のその他の依頼格付け

	株式会社格付投資情報センター 中堅 企業格付け	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティ ングズ・サービス 日本SME格付け	株式会社日本格付研究所 取引先財 務力評価サービス
A 正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	7以上
B 地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	6以上
C 地方団体要支援債務	b以上	b以上	5以上
D 地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	4以上
E 地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	2~3以上